



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 3 3 号 の 2

平成30年(2018年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第4号-第7号) (監査事務局) 1

## 監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年4月11日

金沢市監査委員 林 充 男  
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎  
 金沢市監査委員 横 越 徹  
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位:円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	道路建設課	犀川大通り線道路改良工事	93,666,240	H28.10.12~ H29.8.31	H28.12.5~ H30.3.26
2	企業局 建設課	平成28年度 七ツ屋水管橋耐震化工事(上部架設工)	449,884,800	H28.7.20~ H29.8.31	H28.9.2~ H30.3.26
3	生涯学習課	大浦公民館建設工事(建築工事)	122,666,400	H28.10.11~ H29.8.18	H28.12.5~ H30.3.26
4	歴史都市 推進課	旧平尾家住宅移築修理工事	144,180,000	H27.8.10~ H29.8.31	H27.10.6~ H30.3.26
5	道路建設課	大浦千木町線横断函渠築造工事(大浦町)	99,902,160	H28.11.17~ H29.9.20	H29.1.10~ H30.3.26
6	教育総務課	金沢市立泉中学校校舎解体工事	226,800,000	H28.12.19~ H29.8.31	H29.2.6~ H30.3.26
7	文化政策課	市民の創作活動支援施設内部改修工事(建築工事)	54,288,360	H29.5.30~ H29.9.29	H29.7.11~ H30.3.26
8	企業局 建設課	城南2丁目ほか1町地内ガス管及び配水管改良工事	47,256,480	H29.5.26~ H29.11.10	H29.7.11~ H30.3.26
9	教育総務課	北鳴中学校校舎大規模改修工事第1期(建築工事)	155,395,800	H29.6.27~ H29.9.29	H29.8.8~ H30.3.26
10	企業局 上水・発電課	犀川浄水場 非常用自家発電設備取替工事	126,466,920	H28.12.27~ H29.10.31	H29.2.6~ H30.3.26
11	緑と花の課	卯辰山公園(眺望の丘)基盤整備工事	56,098,440	H29.3.28~ H29.12.14	H29.5.12~ H30.3.26

12	企画調整課	インターナショナルブランドホテル事業用地土壌汚染除去工事	409,114,800	H29. 9. 19～ H30. 1. 26	H29. 11. 9～ H30. 3. 26
13	健康政策課	駅西福祉健康センター改修工事(建築工事)	169,714,440	H29. 7. 18～ H29. 12. 25	H29. 9. 6～ H30. 3. 26
14	環境政策課	金沢市東部環境エネルギーセンター基幹的改良工事(排ガス分析計改良工事)	62,640,000	H29. 7. 18～ H30. 1. 12	H29. 9. 6～ H30. 3. 26

## 2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、横越徹、中西利雄、中島秀雄、西村賢了、田中展郎、松井純一  
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・中島秀雄は平成28年7月7日に退任し、代わって同月8日に中村哲郎が就任した。
- ・西村賢了は平成29年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に林充男が就任した。
- ・田中展郎、松井純一は平成29年6月23日に退任し、代わって同月26日に横越徹、中西利雄が就任した。

## 3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

## 4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

## ●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西	利雄

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ及び選定理由

#### (1) 監査のテーマ

「普通財産(土地・建物)の貸付け及び民有地等の借受けについて」

#### (2) テーマの選定理由

本市では、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の5で規定される普通財産を様々な目的で多くの団体等に貸し付けている。

一方で、市として事務事業を執行するために、学校やスポーツ施設、駐車場等の敷地として、多くの民有地等を借り受けている。

このような財産の貸付け及び借受けについて、その事務手続や金額設定等が適正に行われているかや、無償貸付けの妥当性、借受財産の必要性など、貸付け及び借受けの実態について全庁横断的に監査を実施することにより、今後の事務の適正な執行に資することを目的とする。

### 2 監査の対象

#### (1) 監査の対象課

普通財産の貸付け及び民有地等の借受けの状況を事前調査した結果、対象となる財産は貸付けと借受けを合わせて多数存在することから、対象部局を分け、平成28・29の両年度にわたって全庁的に実施することとした。

今年度の対象課は、監査の範囲に属する貸付け・借受けを行っている、次の25課(所)及び財産管理の所管課である総務課とする。

監査の範囲に属する貸付け・借受けを行っている課(所)	
1 農業水産振興課	14 市営住宅課
2 森林再生課	15 道路管理課
3 市民協働推進課	16 教育総務課
4 人権女性政策推進課	17 生涯学習課
5 市民課	18 消防総務課
6 福祉総務課	19 企業総務課
7 長寿福祉課	20 お客さまサービス課
8 こども政策推進課	21 建設課
9 障害福祉課	22 維持管理課
10 健康政策課	23 ガス課
11 環境政策課	24 上水・発電課
12 環境指導課	25 市立病院事務局
13 緑と花の課	

財産管理の所管課	
総務課	

(2) 監査の範囲

市が契約により貸付け及び借受けを行っている土地・建物で、貸付けは、市有財産表(平成28年度末現在)に掲載されている普通財産を、借受けは、平成28年度末現在で借り受けている民有地等の財産を対象とする。なお、貸付け及び借受けともに、有償・無償を問わない。

3 監査の期間

平成29年7月10日から平成30年3月26日まで

4 監査の方法

貸付け及び借受けに係る事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 契約方法、金額の算定等の事務手続が適正に行われているか。
- (2) 経済性の観点から、有償・無償及び金額の妥当性や売却処分等に係る検討は行われているか。

6 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、横越徹、中西利雄

第2 監査の結果

1 貸付けの状況

(1) 所管課別の状況

普通財産の貸付件数を所管課ごとにみた状況は、次のとおりである。

監 査 対 象 課		土 地		建 物		合 計 (件数)
		件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
農林水産局	森林再生課	—	—	1	1,107.06	1
市民局	市民協働推進課	8	2,451.42	—	—	8
福祉局	長寿福祉課	4	1,104.90	15	3,938.42	19
	こども政策推進課	3	2,640.11	5	750.51	8
	障害福祉課	9	19,879.89	3	1,852.90	12
都市整備局	市営住宅課	5	394.28	2	91.54	7
教育委員会	教育総務課	9	2,549.39	3	460.80	12
合 計		38	29,019.99	29	8,201.23	67

当該貸付件数は契約件数であり、同一の契約書において土地と建物が存在する場合、土地、建物のそれぞれを件数に入れて集計した。

土地及び建物の合計67件のうち、長寿福祉課が19件(28.4%)、次いで障害福祉課、教育総務課がそれぞれ

12件(17.9%)となっている。

長寿福祉課の貸付財産は、老人福祉施設に係る貸付けであり、障害福祉課は障害福祉施設の敷地等に係るもの、また教育総務課は廃校となった小学校の敷地に設置してある電柱等の電気通信設備や、校舎を地域の住民活動の利用の用に貸し付けているものである。

(2) 使用目的の状況

使用目的	土 地		建 物		合 計 (件数)
	件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等	15	23,422.90	22	6,391.01	37
集会所・コミュニティ施設等 (防災倉庫等含む。)	13	5,471.39	3	611.62	16
施設用地	—	—	1	1,107.06	1
電気通信設備等	8	—	—	—	8
その他 (道路敷地等)	2	125.70	3	91.54	5
合 計	38	29,019.99	29	8,201.23	67

この状況をみると、「児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等」を使用目的とする貸付けが37件(55.2%)と最も多く、次いで「集会所・コミュニティ施設等」の貸付けが16件(23.9%)となっている。

貸付面積でも、「児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等」を使用目的とする貸付けが2万9千㎡余と全面積の80.1%を占めており、その内訳は前述した老人福祉施設や障害福祉施設の敷地等に係る貸付けや、放課後児童クラブの敷地・建物として小学校の空き教室等を貸し付けているものである。

(3) 貸付先(契約の相手方)の状況

貸 付 先	土 地		建 物		合 計 (件数)
	件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
国・地方公共団体	—	—	2	64.80	2
各種法人 (社会福祉法人等)	13	22,583.41	16	6,523.39	29
町会・地域団体	16	6,407.08	9	1,521.50	25
民間企業 (電力会社、電信電話会社等)	8	—	—	—	8
個人	1	29.50	2	91.54	3
合 計	38	29,019.99	29	8,201.23	67

この状況をみると、上記の老人福祉施設や障害福祉施設の敷地等に係る貸付けにおける社会福祉法人等の「各種法人」を相手方とする貸付けが29件(43.3%)と最も多く、次いで放課後児童クラブ等の貸付けにおける地区社協等を相手方とする「町会・地域団体」が25件(37.3%)となっており、この二つで全体の8割を占めている。

(4) 貸付期間

普通財産の貸付けにおける使用目的ごとの貸付期間は、次のとおりである。

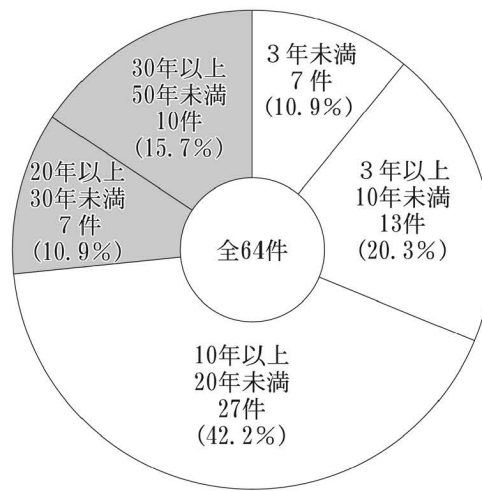
全67件のうち、貸付期間が不明の3件を除いた64件について、集計を行った。

なお、当該期間は、契約書に明記された契約期間ではなく、貸付けの開始から平成28年度末までの、通算の貸付年数を表している。

使用目的	貸付期間	貸付期間						合 計 (件数)
		3年未満	3年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	
児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等	土地		2	7	3	3		15
	建物	1	4	16	1			22
集会所・コミュニティ施設等 (防災倉庫等含む。)	土地		2	2	1	5		10
	建物	1	1	1				3

施設用地	土地							0
	建物					1		1
電気通信設備等	土地	4	4					8
	建物							0
その他 (道路敷地等)	土地			1		1		2
	建物	1			2			3
合 計	土地	4	8	10	4	9	0	35
	建物	3	5	17	3	1	0	29
	計	7	13	27	7	10	0	64

・貸付期間の分類 (円グラフ化)



(注) 網掛けは、貸付期間が20年以上のもの

この状況を見ると、20年以上の長期にわたる貸付けについては、全64件のうち、17件(26.6%)となっている。そのうち、「児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等」を使用目的とする貸付けが7件と最も多く、次いで「集会所・コミュニティ施設等」が6件となっている。

なお、契約書上の貸付期間は、有償契約で1年又は3年、無償契約では3年の期間のものがほとんどである。

(5) 貸付料

ア 貸付料の状況

普通財産の貸付けにおける使用目的ごとの貸付料の状況は、次のとおりである。

使用目的	貸付料		無 償		合 計 (件数)
	有 償	無 償	土 地	建 物	
児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等	—	—	15	22	37
集会所・コミュニティ施設等 (防災倉庫等含む。)	—	—	13	3	16
施設用地	—	—	—	1	1
電気通信設備等	8	—	—	—	8
その他 (道路敷地等)	—	2	2	1	5
合 計	8	2	30	27	67

この状況を見ると、全67件のうち、有償貸付けが10件(14.9%)、無償貸付けが57件(85.1%)となっている。これを使用目的ごとにみると、「児童福祉・障害福祉・老人福祉施設等」及び「集会所・コミュニティ施設等」では、その全てが無償貸付けとなっている。

イ 無償貸付けの根拠

金沢市市有財産条例(昭和39年条例第9号。以下「市有財産条例」という。)第8条によると、「普通財産

は、次の各号のいずれかに該当するときはこれを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。」としている。

- ① 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき（同条第1号）
- ② 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき（同条第2号）
- ③ その他市長において特に必要があると認めたとき（同条第3号）

無償貸付け（57件）について、無償貸付けとする根拠を使用目的ごとにみた状況は、次のとおりである。

使用目的 無償貸付けの根拠	児 童 福 祉 ・ 障 害 福 祉 ・ 老 人 福 祉 施 設 等	集 会 所 ・ コ ミ ュ ニ ティ 施 設 等	施 設 用 地	そ の 他	合 計 (件数)
公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき（第1号）	37	13	1	1	52
その他市長において特に必要があると認めたとき（第3号）	—	3	—	2	5
合 計	37	16	1	3	57

57件のうち、9割に相当する52件が「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき（第1号）」を根拠としており、「その他市長において特に必要があると認めたとき（第3号）」を根拠としているのは、5件であった。

#### (6) 売却処分に係る検討等

総務課では、毎年、貸付財産を含む市有財産の利用状況を調査し、未利用地の売却に努めている。

また、総務課が所管し、保育所の敷地等として貸し付けている普通財産や、障害福祉課が所管し、障害福祉施設の敷地等として貸し付けている普通財産については、平成28年度から貸付契約書の中に「乙は、資力に余力が生じた場合にあっては、第3条に定める土地を購入するものとする」との項目を追加し、貸付相手方の法人から、施設の拡張を行うなどの相談があった場合には、資力に余力が生じたものとみなし、土地の売却を進めることとしている。

## 2 借受けの状況

### (1) 所管課別の状況

借受財産の件数を所管課ごとにみた状況は、次のとおりである。

監 査 対 象 課		土 地		建 物		合 計 (件数)
		件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
農林水産局	農業水産振興課	1	1,279.00	—	—	1
	森林再生課	6	388,509.65	—	—	6
市民局	人権女性政策推進課	—	—	1	181.69	1
	市民課	15	7,176.87	—	—	15
福祉局	福祉総務課	1	88.87	1	280.20	2
	長寿福祉課	2	1,279.00	—	—	2
	こども政策推進課	3	1,243.35	—	—	3
	障害福祉課	1	90.70	—	—	1
保健局	健康政策課	3	1,070.16	—	—	3
環境局	環境政策課	51	270,953.20	—	—	51
	環境指導課	—	—	2	27.64	2
都市整備局	緑と花の課	14	40,699.76	—	—	14
土木局	道路管理課	22	58,576.80	—	—	22
教育委員会	教育総務課	48	29,985.47	—	—	48
	生涯学習課	12	14,394.30	1	452.00	13

消防局	消防総務課	1	221.23	—	—	1
企業局	企業総務課	55	3,163.51	—	—	55
	お客さまサービス課	3	50.00	—	—	3
	建設課	2	2,011.38	—	—	2
	維持管理課	2	341.86	—	—	2
	ガス課	4	1,654.02	—	—	4
	上水・発電課	13	3,666.15	—	—	13
市立病院	市立病院事務局	2	883.25	1	581.25	3
合 計		261	827,338.53	6	1,522.78	267

当該借受件数は契約件数であり、同一の契約書において土地と建物が存在する場合、土地、建物のそれぞれを件数に入れて集計した。

土地及び建物の合計267件のうち、企業総務課が借受けを行っている財産が55件（20.6%）と最も多く、次いで環境政策課が51件（19.1%）となっている。

企業総務課の借受財産は、ガス・水道施設等に係る用地であり、環境政策課は廃棄物埋立場に係る用地である。

なお、借受面積では、森林再生課が38万8千㎡余と全面積の46.9%を占めているが、そのほとんどが森林レクリエーション施設のための用地である。

## (2) 使用目的の状況

使用目的	土 地		建 物		合 計 (件数)
	件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
駐車場・駐輪場	13	10,462.16	—	—	13
学校用地	48	29,985.47	—	—	48
農園・公園	19	45,361.76	—	—	19
施設用地 (森林レクリエーション施設、斎場等)	32	401,162.22	4	1,495.14	36
廃棄物埋立場	51	270,953.20	—	—	51
道路	22	58,576.80	—	—	22
ガス・水道等	71	8,825.04	—	—	71
その他 (工事車両の通路、大気汚染常時監視測定局等)	5	2,011.88	2	27.64	7
合 計	261	827,338.53	6	1,522.78	267

使用目的ごとの状況においても、「ガス・水道等」の用地が71件（26.6%）と多く、次いで「廃棄物埋立場」の用地が51件（19.1%）となっている。

また、借受面積でも、「施設用地」が40万2千㎡余と全面積の48.6%を占めているが、そのほとんどが森林レクリエーション施設のための用地である。

## (3) 借受先（契約の相手方）の状況

借 受 先	土 地		建 物		合 計 (件数)
	件数(件)	面 積 (㎡)	件数(件)	延床面積 (㎡)	
国・地方公共団体	31	98,364.28	—	—	31
各種法人 (独立行政法人等)	13	5,109.41	—	—	13
町会・地域団体	4	346,143.12	1	452.00	5
民間企業 (鉄道事業者等)	31	5,572.78	2	762.94	33
個人	181	372,076.12	2	285.00	183

その他 (管理組合・公団)	1	72.82	1	22.84	2
合 計	261	827,338.53	6	1,522.78	267

この状況を見ると、廃棄物埋立場や学校用地、水道管理設等のために、「個人」が所有している土地等を借り受けているものが183件(68.5%)と最も多く、次いで「民間企業」が所有している土地等を、ガス・水道管理設等のために借り受けているものが33件(12.4%)となっている。

## (4) 借上料

私有地等の借受けにおける借受先(契約の相手方)ごとの借上料の状況は、次のとおりである。

借受先	借上料			建 物			合 計 (件数)
	件数(件)	有 償	無 償	件数(件)	有 償	無 償	
国・地方公共団体	31	1	30	—	—	—	31
各種法人 (独立行政法人等)	13	5	8	—	—	—	13
町会・地域団体	4	2	2	1	—	1	5
民間企業 (鉄道事業者等)	31	25	6	2	2	—	33
個人	181	170	11	2	1	1	183
その他 (管理組合・公団)	1	—	1	1	—	1	2
合 計	261	203	58	6	3	3	267

全267件のうち、有償が206件(77.2%)、無償が61件(22.8%)となっている。無償で借り受けているものは、国・地方公共団体から、公園や道路のための敷地を借り受けているもの等である。

## (5) 借受期間

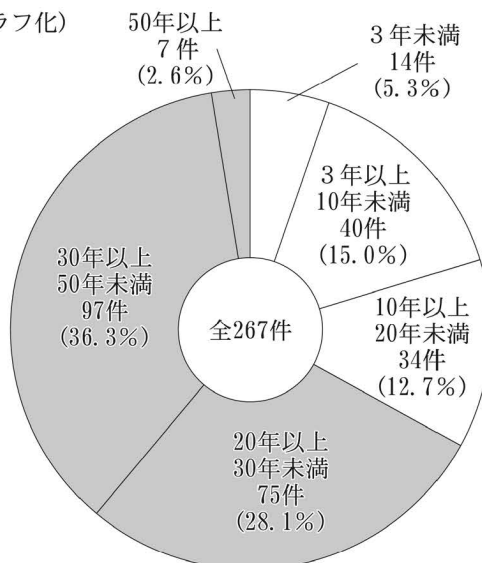
私有地等の借受けにおける使用目的ごとの借受期間は、次のとおりである。

なお、借受期間は、契約書に明記された契約期間ではなく、借受けの開始から平成28年度末現在までの、通算の借受年数を表している。

使用目的	借受期間	借受期間						合 計 (件数)	
		3年未満	3年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上		
駐車場・駐輪場	土地	3	3	4	3			13	
	建物								
学校用地	土地			1	20	27		48	
	建物								
農園・公園	土地		2	3	6	5	3	19	
	建物								
施設用地 (森林レクリエーション施設、斎場等)	土地	2	3	3	10	14		32	
	建物		2	2					4
廃棄物埋立場	土地		28		23			51	
	建物								
道路	土地			9	8	5		22	
	建物								
ガス・水道等	土地	7	2	12	2	44	4	71	
	建物								
その他 (工事車両の通路、大気汚染常時監視測定局等)	土地	2			3			5	
	建物					2			2
合 計	土地	14	38	32	75	95	7	261	
	建物	0	2	2	0	2	0		6
	計	14	40	34	75	97	7		267



・借受期間の分類 (円グラフ化)



(注) 網掛けは、借受期間が20年以上のもの

この状況をみると、土地・建物の借受けについては、全267件のうち、借受期間が20年以上のものが179件(67.0%)となっており、これらは、主にガス・水道管理設等のための用地や学校用地、公園や森林レクリエーション施設用地等として借受けを行っているものである。

### 3 まとめ (意見)

対象とした各所管課における状況や個々の契約内容等を精査した結果、貸付け及び借受けに係る手続については、条例、規則等に基づき、おおむね適正に事務が執行されていた。また、金額の設定等については、総務課で定める普通財産貸付料や民有地借上料の算定基準に沿って、適正に事務が執行されていると認められた。

今後は、次の事項に留意の上、より一層の適正かつ公正な事務執行に取り組まれない。

#### (1) 普通財産の貸付手続において申請書が提出されていないもの

普通財産の貸付手続において、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第209条に定める、貸付けを受けようとする際の「普通財産借受申請書」・「普通財産借受更新申請書」や、同第213条に定める、無償貸付けを受けようとする際の「普通財産無償・減額貸付申請書」が提出されていない事例が見受けられた。今後は条例、規則等に基づき、相手方から申請書を提出してもらうことにより、その都度、貸付けの更新や無償貸付けの必要性を慎重に検討し、適正な事務の執行に努められたい。

#### (2) 普通財産の無償貸付けについて検証が望まれるもの

今年度対象とした貸付契約のうち、その約8割が市有財産条例第8条第1号に規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」を根拠とする無償貸付けであった。

無償貸付けの理由としては、社会福祉法人等の公共的団体に対して、本市の委託事業や福祉施策のために、市有地や、過去にその目的で寄附を受けた土地等を無償で貸し付けているという事例が多く見受けられた。

無償・減額貸付けについて規定する市有財産条例第8条は、貸付対象者の財政状態や貸付料の負担能力等を考慮し、その必要性や合理性を慎重に検討したうえで、「無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる」ことを定めたものと解すべきである。普通財産の貸付けに当たっては、過去の経緯などから無償貸付けを当然に継続するのではなく、貸付更新の機会等において、貸付相手方の状況、本市の施策との関連性、事業者間での負担の公平性等を考慮しながら、無償貸付けの妥当性を具体的に検証し、より適正な事務の執行に努められたい。

#### (3) 財産の有効な利活用について検証が望まれるもの

普通財産の貸付けや民有地等の借受けについて、年月の経過に伴い、社会情勢も変化することから、適時、事業計画の見直しを検討するとともに、貸付・借受財産の必要性や使用実態について検証すべきである。

また、貸付け・借受けに至った経緯や相手方の状況等も勘案し、契約期間の更新等の機会を捉え、必要に応じて売却や取得を進めるよう、今後もより一層努められたい。

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西	利
		利	雄

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月31日（平成22年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>延滞金徴収事務</p> <p>下水道事業受益者負担金並びに公法上の債権として取り扱っているガス料金、水道料金及び下水道使用料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>下水道受益者負担金に係る延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等により行っているほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書で延滞金徴収事務を依頼している。今年度は、延滞金の確実な徴収を目的として、新たに、徴収徹底の依頼文を通知するとともに、納付義務者が特に多い地区の金融機関に直接訪問して依頼するなど、徴収強化に向けた取組を図った。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>延滞金徴収事務</p> <p>下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>下水道受益者負担金に係る延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等により行っているほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書で延滞金徴収事務を依頼している。今年度は、延滞金の確実な徴収を目的として、新たに、徴収徹底の依頼文を通知するとともに、納付義務者が特に多い地区の金融機関に直接訪問して依頼するなど、徴収強化に向けた取組を図った。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日（平成28年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>延滞金徴収事務</b></p> <p>下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>下水道受益者負担金に係る延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等により行っているほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書で延滞金徴収事務を依頼している。今年度は、延滞金の確実な徴収を目的として、新たに、徴収徹底の依頼文を通知するとともに、納付義務者が特に多い地区の金融機関に直接訪問して依頼するなど、徴収強化に向けた取組を図った。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日      平成30年3月22日
- (2) 措置を講じた部局等          都市整備局定住促進部住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成27年3月11日（平成27年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>宅地分譲事務</b></p> <p>瑞樹団地の宅地分譲については、分譲開始以来約20年経過しているが、多数の区画が未処分となっているので、今後の市場動向や購入者のニーズを把握し、完売に向けた積極的な販売策を早急に検討することが望まれる。</p>	<p>瑞樹団地の宅地分譲における販売策を検討した結果、住宅取得の総額を抑え購入しやすい土地価格とするため、面積が大きい区画の一部を再編し、小口化を行った。</p> <p>加えて、小口化した区画において、金沢市分譲住宅建設協力会により、モデル住宅の建設がなされ、住宅展の来場者数が大幅に増加した。</p> <p>このことにより、1区画が販売につながり、その他の区画においても購入検討者から問合せを受けており、引き続き販売につながる策を講じてまいりたい。</p>

2 財産の管理等状況監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日      平成30年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等          教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成24年8月21日（平成24年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>公有財産の管理について</b></p> <p>建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては建築基準法に基づき建築物等の劣化状況等の定期点検を実施しているが、一部の小中学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p>	<p>指摘のあったコンクリート壁の劣化・損傷や工作物の劣化、手すりの劣化等については改修を行う等必要な措置を講じた。</p> <p>今後も、適切な建物等の維持管理に努めていく。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日      平成30年3月7日
- (2) 措置を講じた部局等          教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成25年8月21日（平成25年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>消防用設備等の保守・管理や建築物等の劣化状況等の定期点検について、一部の文化施設、保育所及び小中学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p>	<p>指摘のあった小中学校におけるコンクリート壁の劣化・損傷や屋上防水層の劣化等については改修を行う等必要な措置を講じた。</p> <p>今後も、適切な建物等の維持管理に努めていく。</p>

3 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成30年3月16日
- (2) 措置を講じた部局等            総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成29年4月11日（平成29年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>普通財産の貸付けについて指導を求めるもの</p> <p>普通財産の貸付けについては、貸付期間が長期にわたるものが多数見受けられることから、総務課においては、安易に長期の貸付けとならないために、適時適切に利用・事業計画の見直しを行うよう、各所管課へ指導されたい。</p>	<p>新規の貸付けを行う際には、安易に長期の貸付けとならないよう、所管課に利用・事業計画書の提出を求めることとし、財務会計主任会議において周知した。さらに、財務会計ハンドブックに様式を掲載し、周知徹底に努めた。</p> <p>今後も、普通財産の貸付けについて、適切に指導していく。</p>

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西	利雄

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日      平成30年3月5日
- (2) 措置を講じた部局等            保健局健康政策課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成27年4月13日（平成27年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・妊産婦健康診査－子宮頸がん<sup>けい</sup>検診（細胞診）・風疹ウイルス抗体検査・超音波検査について</p> <p>意見（83ページ）</p> <p>子宮頸がん検診（細胞診）と風疹ウイルス抗体検査を妊産婦健康診査の検査項目に追加すべきか、また、超音波検査の回数を見直すべきかについて検討する必要がある。</p> <p>・乳幼児健康診査事業－2歳児健診について</p>	<p>妊産婦健康診査の検査項目について、子宮頸がん検診（細胞診）及び風疹ウイルス抗体検査を追加するとともに、超音波検査の回数を2回から4回に見直した。</p>

## 意見 (88ページ)

2歳児健診には、1歳6か月児健診のフォローアップの意味合いがあり重要であるが、受診率が1歳6か月児健診及び3歳児健診の受診率に比べて低いため、受診率の向上に向けた対策を検討する必要がある。

## ・元気に育て！赤ちゃん訪問事業について

## 意見 (93ページ)

委嘱訪問指導員に対する研修の機会が限られていることから、より効果的な訪問指導を可能とするためにも、研修内容がより充実したものとなるよう検討する必要がある。

## ・健康づくりフェアについて

## 意見 (119ページ)

補助事業である健康づくりフェアについては、繰越金が増加傾向にあることから、補助金の金額を見直すべきである。

## ・妊婦歯科健康診査について

## 意見 (147ページ)

妊婦歯科健康診査は、むし歯や歯周病の早期治療にもつながることから、受診率の向上に向けた対策を検討する必要がある。

## ・「歯ッピー Well Come!!金沢」開催費補助について

## 意見 (149ページ)

「歯ッピー Well Come!!金沢」は、来場者の歯科疾患の予防、早期発見に効果的であることから、限られた事業費の中でも、より多くの市民に来所を促すような取り組みの実施や周知について検討する必要がある。

健康政策課及び3福祉健康センターに母子保健コーディネーター（保健師）を配置するとともに、「母子健康手帳」の交付窓口を上記4か所に集約することで、交付の際に母子保健コーディネーター（保健師）による2歳児健診も含めた乳幼児健診のきめ細やかな説明を実施するなど、母子保健の総合支援体制を構築した。

また、「母子保健のしおり」の幼児一般健康診査受診票（2歳児用）に受診可能期間を記載するなど、受診率の向上に向けた対策を講じた。

より効果的な訪問指導を可能とするため、「元気に育て！赤ちゃん訪問指導員連絡会及び研修会」において委嘱訪問指導員に対する研修を実施した。

対象経費を精査し、補助金額の見直しを行った。

健康政策課及び3福祉健康センターに母子保健コーディネーター（保健師）を配置するとともに、「母子健康手帳」の交付窓口を上記4か所に集約することで、交付の際に母子保健コーディネーター（保健師）による妊婦歯科健康診査の案内を実施するなど、母子保健の総合支援体制を構築した。

より多くの市民の来場を促すため、周知チラシを増刷するとともに、金沢百万石まつりと同日であった開催日の変更や、来場者の歯科疾患の予防及び早期発見に効果的なコーナーの新設など、事業内容の見直しを行った。

平成29年(2017年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄